

止めよう! 変形労働制 90

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.90

全北海道教職員組合

2020.11.18

「1年単位の変形労働時間制」について、道教委と2回目の交渉⑤ 懸念を払拭するための「講すべき措置」が いずれも曖昧で、歯止めとして機能しない

●制度活用の際に、教育委員会や校長が「講すべき措置」

道教委が組合に提示した条例案には、「サービス監督教育委員会は…指針に定める措置を講じるものとする」との記載があります。これは、「指針」において「1年単位の変形労働時間制を活用する際にサービスを監督する教育委員会が講すべき措置に関する事項」として定められているもので、その内容は、下記の通りです。

1 上限時間

本制度を適用するに当たっては、対象となる教育職員の在校等時間について、上限時間の範囲内であることが前提であること。サービス監督教育委員会及び校長は、こうした本制度の趣旨に十分に留意した上で、適用しようとする期間の前年度において上限時間の範囲内であることなどの在校等時間の状況や、在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施状況等を確認し、適用しようとする対象期間で上限時間の範囲内となることが見込まれる場合に限り、本制度の適用を行うこと。本制度の適用後も、対象期間において、上限時間の範囲内とすること。

本制度の対象期間中における上限時間は、42時間/月、320時間/年等であること。

2 教育職員に関する措置

サービス監督教育委員会及び校長は、本制度の対象とする教育職員について、対象期間において、以下の全ての措置を講じること。

- イ タイムカードによる記録等の客観的な方法等による在校等時間の把握を行うこと
- ロ 部活動の休養日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内とすること
- ハ 通常の正規の勤務時間を超える割振りについては、長期休業期間等で確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校行事が行われる時期等、対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行うこと
- ニ 通常の正規の勤務時間を超えて割り振る日において、これを理由とした担当授業数や部活動等の児童生徒等の活動の延長・追加や、教育職員への業務の新たな付加により、在校等時間を増加させないようにすること
- ホ 通常の正規の勤務時間より短く割り振る日（4時間単位の週休日の振替を行う際の勤務日を除く。）については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間等に連続して設定すること
- ヘ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること

3 学校に関する措置

サービス監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度の対象とする教育職員が属する学校について以下の全ての措置を講じること。

- イ 部活動、研修その他の長期休業期間等における業務量の縮減を図ること
- ロ 超勤4項目の臨時又は緊急のやむを得ない業務を除き、職員会議、研修等の業務については、通常の正規の勤務時間内において行うこと
- ハ 全ての教育職員に画一的に適用するのではなく、育児や介護を行う者等については配慮すること

4 その他

- 本制度を適用するに当たっては、関係法令の規定を遵守するとともに、文部科学省から発出する通知等について留意すること。
- 本制度に関して指針に定める事項を踏まえ講ずる措置等に関し、人事委員会等と認識を共有するとともに、人事委員会等の求めに応じてその実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。
- 本制度に関して指針に定める事項を踏まえ講ずる措置等について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、広く周知を図ること。

文科省「導入の手引き」より

●「講すべき措置」は、歯止めとして規定されている

これらの措置を定めることについて、昨年の国会審議では、下記のような答弁がなされていました。

《萩生田文科大臣》（11月13日・衆・文部科学委員会）

かえって勤務時間が増加するのではないかと心配されている皆さんに対して、その歯どめをきちんとつくっていきたいと思います。

現場の不安や懸念があることは承知しております。こういった一つ一つの懸念を払拭できるように、制度の中でも目に見える形で指針を示していきたいな、こう思っているところで

ございます。

《丸山初等中等教育局長》（11月13日・衆・文部科学委員会）

新たに制定することとなる文部科学省令や指針において本制度を活用する場合の要件等を規定することで、一年単位の勤務時間の積み上げによる休日のまとめどりという中央教育審議会の答申の趣旨を踏まえた運用が、各教育委員会、学校においてなされることが担保される制度とすることといたしております。

「指針に定める措置を講じる」とは、国会審議で答弁されたように、長時間労働を覆い隠すために際限なく活用されることのないよう、「教員のリフレッシュ」という趣旨を担保する歯止めとして、様々な規定されているものです。

●交渉では、「講すべき措置」が曖昧で、歯止めとして機能していないことが明らかに

この「指針に定める措置を講じる」ことについて、道教委との今回の交渉では、歯止めとしての措置がどのように担保されているのか、7点について具体的に質問をしました。その内容は、次号以降のニュースでお知らせしていきますが、道教委の回答では、曖昧なものばかりで、歯止めとしての機能は全く担保されていないということが明らかになりました。

歯止めとしての措置の規定が全く機能しない条例案を、現場教職員の声も聞くことなく拙速に強行することは、認められません。

●学習し、各地から「1年単位の变形労働時間制」に反対の声を上げよう!

条例案が12月道議会で制定されようとしている今、「1年単位の变形労働時間制」を導入させてはいけないという職場での合意づくりが重要になります。議会採決の山場となっているであろう12月6日には、鈴木大裕さん、内田良さんのクロストーク学習会をオンラインで発信します。この学習会に結集し、今後の私たちの運動の展望を確かめ合ひましょう。

西いぶり・ゆきとどいた教育をすすめる講演会 鈴木大裕・内田良 クロストークを Zoomで全道に配信します!!

ゆきとどいた教育をすすめる講演会
前代未間の組み合わせによる in むろらん
クロストーク

鈴木大裕 教育研究者・土佐町議会議員。『全国学力調査を基盤とした進捗表に改めること』を求めたことが契機に、研究者として執筆、講演に忙しい。著書『断絶するアメリカの公教育』

内田良 国立産業大学講師。学校での悩み体験や業種などのボーイズ教育、いじめや不登校、部活動顧問の負担など子どもや教員の安全・安心について研究。著書に『教育という病』など多数。

阿知良洋平 富山県立大学講師。教育学専攻

子どもたちの豊かな学びのためにできること
～教員の变形労働時間制の先に見えるもの～

12/6 Sun. 9:30～12:00
きらん 富山県生涯学習センター 2階多目的室 1-3
富山県中野町2丁目22-1 0143(83)7750

●コロナ禍の下での学校と子ども
●新学習指導要領による学び
●異常ともいえる教員の働き方
●豊かな学びへの道筋
などたっぷり語っていただきます
質問・交流の時間も十分あります

お申し込み 入場は100人程度とさせていただきます

① Web: <https://forms.run/@mkunitta-1600217039>
② 電話: 090-8895-3903 (夜間)

12月3日(水)までにお申込みください

資料代として当日500円を申し受けます 保育ありますのでお問合せください

ゆきとどいた教育をすすめる西いぶり連絡会
富山県中野町1丁目5-14 9時～20時
代表 佐藤孝美 問合せ先 090-8895-3903

富山県・魚沼市・伊達市・社管町・浪合町・豊浦町の各教育委員会
北海道新聞富山支社、富山民報社

子どもたちの豊かな学びのためにできること
～教員の变形労働時間制の先に見えるもの～

講師 **鈴木大裕さん、内田良さん**

日時 **12月6日(日) 9:30～12:00**

配信 **Zoomウェビナーで配信します**

*IDやパスコード等は、メールでお知らせします。

参加申し込み(締め切り12月4日)

右のQRコードまたは下記のURLからお申し込みください。

<https://forms.gle/tttKxZ93c72AoNAAA>

